

大気環境課契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 大気環境課所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、環境部契約業者等選定委員会要綱第10条の規定に基づき、大気環境課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、工事等の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、工事等を実施する担当の主幹の内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 大気環境課長

副会長 副課長

委 員 主幹（内申を行う主幹を除く。）

(運営)

第4条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要のあるときに会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

4 委員会は、委員会を組織する者の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務担当者は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に、議事録の閲覧を希望する者に対し、情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該文書の保存年限とする。

3 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第9条 委員会の事務は、総務・自動車対策担当において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から実施する。

この要綱は、平成17年5月2日から実施する。

この要綱は、平成19年2月16日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

大気環境課契約業者等選定委員会事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、大気環境課契約業者等選定委員会要綱に基づき、大気環境課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定める。

(基準等)

第2 委員会で審査するものは、執行予定額が100万円以上で、埼玉県財務規則に基づき契約書を作成することが必要な事案（埼玉県財務規則により副部長以上の決裁を要する執行何又は支出負担行為に該当するものを除く。）とする。

ただし、契約変更を要する事案のうち、契約対象業者が1者に限定されることが明らかな場合にはこの限りではない。

2 指名業者の選定に当たっては、「環境部契約業者等選定委員会における指名業者選定基準」を適用する。

(内申等)

第3 競争入札に参加する者に必要な資格の内申については、工事等を実施する担当の主幹が競争入札参加資格内申書（様式1-1）、事業概要（様式1-2）、競争入札参加資格及びその理由（様式1-3）、競争入札参加見込業者一覧及びその他参考資料により行うものとする。

2 指名業者の内申については、工事等を実施する担当の主幹が指名業者内申書（様式2-1）、事業概要（様式2-2）、内申理由書（様式2-3）、比較検討業者の一覧及びその他参考資料により行うものとする。

ただし、特別の理由がある場合の内申に当たっては、その理由を記載した書面を内申書に添付するものとする。

3 内申書及び添付書類は機密扱いとし、委員会終了後回収する。

(留意事項等)

第4 指名業者の選定に当たっては、県内に本店を有する者を優先することとし、この場合においては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 地理的条件
- (2) 技術的適正
- (3) 手持ち工事の量
- (4) 信用度

2 県内に本店を有しない者のうちから指名業者を選定するときは、当該工事等における特別の技術の必要性、当該指名業者の県内の営業所の有無、県税の納入実績、県行政の協力度等に留意するものとする。

3 このほか指名業者の選定に当たっては、当該工事請負等の執行計画、他の工事請負等との関連性及び 施工上の経済性並びに内申書に添付された理由に留意するものとする。

(競争入札参加資格等選定通知)

第5 委員会において競争入札参加資格等が選定されたときは、会長は、別添様式3により、その結果を速やかに工事等を実施する担当の主幹へ通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月10日から実施する。
- 2 随意契約により業者を選定する場合は、当分の間、第4の規定を準用することとする。

附 則

この要領は、平成17年5月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年2月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

競争入札参加資格内申書

平成 年 月 日

大気環境課契約業者等選定委員会会長 様

担当・職・氏名

下記の競争入札に係る参加資格を別添のとおり内申します。

- 1 工事（委託）名
- 2 執行方法 一般競争入札
- 3 予定金額（予算額） 円
- 4 電子入札の採否 電子入札による ・ 電子入札によらない

5 日程案

（記入例）

公告日	平成	年	月	日		
入札説明書の交付期間	平成	年	月	日～	月	日
入札参加資格の確認申請期限	平成	年	月	日	時	
入札保証金免除申請期限	平成	年	月	日	時	
入札説明会	平成	年	月	日	時	
郵送による入札期限	平成	年	月	日		
入札	平成	年	月	日	時	
契約予定日	平成	年	月	日		

事 業 概 要

事 業 名	
委託（工事）名	
委託（工事）場所	
設 計 金 額	円
工期（契約期間）	契約確定の日から 年 月 日まで
委託（工事）の概要	

指 名 業 者 内 申 書

平成 年 月 日

大気環境課契約業者等選定委員会会長 様

担当・職・氏名

- 1 工事(委託)の施工箇所
- 2 工事(委託)名
- 3 予定金額(予算額) _____ 円
- 4 電子入札の採否 電子入札による ・ 電子入札によらない

上記工事(委託)の指名業者を、下記のとおり内申いたします。

No.	格 付	商号又は名称	代表者 氏名	住 所	過去3年間の実績		
					指名 回数	契 約	
						件数	金額(千円)
		以上	社				

※「実績」欄は、上段(今年度 月 日現在)、中段(前年度)、下段(前々年度)を記入

様式 2 - 2

事 業 概 要

事 業 名	
委託（工事）名	
委託（工事）場所	
設 計 金 額	円
工 期	契約確定の日から 年 月 日まで
委託（工事）の概要	

様式 2 - 3

担当・職・氏名

様

大気環境課契約業者等選定委員会会長

競争入札参加資格（指名業者）の選定について（通知）

平成 年 月 日付けで内申のあった標記の件については、下記のとおりです。

記

1 工事（委託）事業名

2 当委員会の意見